

～ 熊本県警察からのお願い ～

中学生のみなさんへ

こんなことをしたら
警察につかまっちゃうよ。
社会のルールを守ろうね！！



熊本県警察マスコット
ゆっぴー

「万引き」「自転車盗」…

窃 盗 罪



「万引き」や「自転車盗」など、人の物を盗む行為は、**窃盗罪**という犯罪で、**10年以下の懲役又は50万円以下の罰金**のとても重い犯罪です。



友達に「万引き」をさせられて…

- 「私はそんなことしない」ときっぱり断る。
- 「用事があるから帰る」と言って店を出る。
- 「ダメだよ」と勇気を出して止める。



この他に、「見張りをする」「万引きした品物をもらう」なども犯罪です。



歩いて行くの面倒くさいなあ

- 面倒臭くても、絶対に人の自転車に乗っていってはいけません。
- 放置された自転車でも乗り回したら、犯罪になります。
- 「自分の大切な物を盗まれたら、どういう気持ちになるだろう」と、相手の気持ちを考えましょう。



被害にあわないために



自転車から離れるときは
短時間でも鍵をかけましょう！！
二重ロックで防犯を！！

人や物への暴力…

暴行罪・傷害罪・器物損壊罪



- ・人に暴力をふるつたら **暴行罪**
 - ・暴力をふるってケガをさせたら **傷害罪**
 - ・机やドアなど物をこわしたら **器物損壊罪**
- という犯罪になります。

インターネットで「死ね」などの暴言を投稿した場合、
侮辱罪、名誉毀損罪などの犯罪になる場合があります。

いじめも絶対にダメ！！

冗談半分でからかったり、悪口を言ったり、仲間外れにするなど、相手が嫌な思いをすることは、「いじめ」です。



いじめも**窃盗罪**や**暴行罪**などの犯罪になる場合があります。

冗談半分でも、絶対に人を傷つけるようなことを言ったり、したりしてはいけません。相手を思いやる、優しい心をもつことが大切です。



友達がムカつくことを言ったから殴った…



- 自分の気持ちを言葉で伝えて、話合いで解決しましょう。
- 先生や保護者など周りの大人に相談しましょう。
- 暴力では何も解決しません。怒りの気持ちをコントロールする練習をしましょう。



イライラして乱暴したくなったときは…



- お友達とけんかしたり、嫌なことを言われたりした時は、その場から離れて誰かに話を聞いてもらいましょう。
- スポーツや音楽など、自分が好きなことをして気分を変えましょう。

熊本県少年警察ボランティア連絡協議会・熊本県警察